

「平成 12 年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成 12 年 2 月 8 日閣議了解）の実施について

令和 6 年 1 月 22 日
チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せ

チッソ株式会社に対する金融支援措置については、水俣病患者に対する補償金の支払いは原因者たるチッソ株式会社の負担において行うべきものであるという原因者負担の原則を堅持しつつ、同社の経営基盤の維持・強化を通じて患者に対する補償金支払いに支障が生じないように配慮するとともに、併せて地域経済・社会の安定に資するものとするとの観点から、「水俣病対策について」（昭和 53 年 6 月 20 日付け閣議了解、昭和 55 年 11 月 28 日、昭和 56 年 11 月 20 日、昭和 58 年 5 月 17 日、昭和 59 年 12 月 25 日、昭和 62 年 12 月 4 日、平成 2 年 12 月 18 日及び平成 5 年 8 月 31 日付け水俣病に関する関係閣僚会議申合せ、同年 9 月 3 日付け閣議決定、同年 11 月 19 日付け及び平成 6 年 9 月 9 日付け水俣病に関する関係閣僚会議申合せ、同年 9 月 13 日付け閣議了解、同年 9 月 20 日付け閣議決定、平成 7 年 12 月 15 日付け水俣病に関する関係閣僚会議申合せ、同日付け閣議了解、同日付け閣議決定、平成 9 年 6 月 27 日付け水俣病に関する関係閣僚会議申合せ、同年 7 月 4 日付け閣議了解、同日付け閣議決定）及び「平成 12 年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（平成 12 年 2 月 8 日付け閣議了解）に基づき、今日まで各般の措置を講じてきたところである。

平成 12 年 2 月 8 日閣議了解（以下「閣議了解」という。）の実施に関し、「チッソの自助努力、償還原資の確保、株主責任の明確化」、「関係金融機関による適切な協力及び既往金融支援対象債務についてより踏みこんだ支援措置」及び「地元の協力」の継続を引き続き要請し、国以外の関係者に対する要請が満たされることを前提に、令和 6 年度以降の既往公的債務に係る措置について、以下のとおり申し合わせる。

（注）既往公的債務とは、閣議了解に基づく患者県債方式の廃止以前に熊本県が地方債を発行し、チッソ株式会社に貸し付けた元利償還相当額、及び閣議了解 2. (2) に基づき一般会計からの補助金及び地方財政措置により資金手当される支払猶予等に係る将来のチッソからの償還相当額であり、「水俣病対策について」（平成 7 年 12 月 15 日付け閣議了解）第 2 1. に基づきチッソ株式会社に対し貸し付けた一時金県債に係る元利償還相当額を含む。

1. 閣議了解中 2. (1) の「可能な範囲」は次の額とする。

【経常利益が 40 億円＋無利子化相当額 以上の場合】
 $\{40 \text{ 億円} - (\text{補償金支払額} + \text{租税公課} + \text{セーフティ・ネットへの返済額})\}$
 $+ \{(\text{経常利益} - \text{無利子化相当額}) - 40 \text{ 億円}\} \times 1/2$

ただし、上記算式のうち、 $\{40 \text{ 億円} - (\text{補償金支払額} + \text{租税公課} + \text{セーフティ・ネットへの返済額})\}$ の値が負の場合は、その値に 1/2 を乗じて算出するものとする。

【経常利益が４０億円＋無利子化相当額 未満の場合】

（経常利益－無利子化相当額）

－（補償金支払額＋租税公課＋セーフティ・ネットへの返済額）

（注１） 上記「経常利益」は JNC 株式会社の前年度決算における額、「補償金支払額」はチッソの前年度決算における額とする。

（注２） 上記「租税公課」は、チッソ及び JNC 株式会社の前年度決算に基づく租税公課の合計額とする。ただし、その合計額が負の場合は、上記「租税公課」は０円とする。

（注３） 上記「セーフティ・ネットへの返済額」は、セーフティ・ネットからの前年度中の借入金に対する元本返済額とする。ただし、当該元本返済額のうち、セーフティ・ネットからの借り入れによる額は含まない。

（注４） 上記「無利子化相当額」は、１,３１９,３０４千円とする。

（注５） 算式から求められる額が負の場合の「可能な範囲」は０円とする。

２．「特別な県債」

（１） 閣議了解中２．（２）の「特別な県債」は、熊本県のチッソへの貸付金に対する県債として発行する。

（２） 上記貸付金には、熊本県が閣議了解２．（１）に基づいて行う支払猶予と同様に、金利を付さないこととする。

３．「地域再生・振興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置」（平成２２年４月１６日付け閣議了解）２．に基づき公益財団法人水俣・芦北地域振興財団がチッソ株式会社に対し貸し付けた一時金に係る元利償還相当額については、既往公的債務の償還金額が、上記により算定された「可能な範囲」を下回る水準となるまでの間、引き続き、償還期限が到来したものから、各年度、支払猶予の措置を講ずるものとする。

ただし、チッソ株式会社及び JNC 株式会社の経営状況等を踏まえ、次期申合せの際に関係者間で必要な見直しを行うものとする。